



2024年4月11日
東京モノレール株式会社

精神障害者割引制度の導入について

東京モノレール株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:照井英之)は、2025年4月1日より、精神障害者割引制度を導入いたします。

1. 導入日

2025年4月1日(火)

割引の乗車券は2025年4月1日から発売いたします。

2. 対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの※)をお持ちのお客さま(以下、「手帳をお持ちの方」といいます。)

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

3. 精神障害者割引制度導入の概要

(1) 第1種の手帳をお持ちの方が介護者の方と一緒にご利用になる場合

①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券をお買い求めいただきます。

②割引となる介護者の方は1名です。

(2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

東京モノレール線内分のみ発売いたします。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障がい者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障がい者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割
第1種精神障がい者の方(ご本人)のみ 第2種精神障がい者の方(ご本人)のみ	・普通乗車券(東京モノレール線内分のみ)	5割

4. 障がい者用ICカードのご利用について

障がい者用 IC カード(障がい者用 Suica・障がい者用 PASMO)について、2025 年4月1日よりサービス対象を拡大し、第1種精神障害者の大人のお客さまにもご利用いただけるようになります。なお、当社では障がい者用 IC カードの発売を行っておりません。

5. その他

- (1) 各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちでない場合、割引の乗車券をお買い求めいただくことができません。また、列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご提示ください。
- (2) スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により、割引の乗車券をお買い求めいただくことができます。ご利用方法等については、以下URLをご参照ください。

http://www.tokyo-monorail.co.jp/tickets/type.html#h_discount

本資料は、SDGs推進の観点からUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用して作成しています。